

役員及び評議員の報酬等に関する規定

社会福祉法人 新

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 新 の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が、理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の依頼を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、年度当たり総額が30万円を超えない範囲で、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事

前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

付則

- 1 この規定は、平成16年1月17日より適用する。
- 2 この規定は、平成16年10月1日より適用する。
- 3 この規定は、平成29年4月1日より適用する。
- 4 この規定は、平成30年4月1日より適用する。
- 5 この規定は、平成30年8月2日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	7,000 円	3,000 円
評議員会出席報酬等	17,000 円	3,000 円

別表2

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事業務報酬等 (単発)	7,000 円	3,000 円
業務執行理事報酬 (月額)	100,000 円 (交通費実費は別途支給)	
評議員業務報酬等	17,000 円	3,000 円
監事監査指導報酬等	17,000 円	3,000 円

別表3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 1 日	そ の 他
実 費	15,000 円	10,000 円	実 費